

【CASBEE 横浜】の郵送等による受付、副本返却について

■ 【CASBEE 横浜】の郵送等による受付、副本返却

横浜市では、CASBEE 横浜の郵送等による受付と、一部の手続きについて副本返却の郵送対応を行っています。

■ 対象業務

	受付	副本返却
①届出	○	×
②変更届	○	×
③表示届	○	○※
④完了届	○	○※
⑤中止届	○	○※

※変更届を伴わない場合のみ可能。

詳しくは下記の「その他の注意事項」をご確認ください。

■ 受付までの流れ

1. 郵送等送付票 (CASBEE 横浜) をダウンロードして、必要事項を記入してください。
2. 申請書一式及び送付票を同封の上、到達が確認できる方法 (例: レターパックプラスなど) により郵送してください。
3. 書類が到達後、電子メール等でご連絡をいたします。必要書類が整っている場合、当課に到達した日が受付日となります。修正等があれば、電話や電子メール等でご連絡します。

郵送先：

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築環境担当 宛て

■ 「①届出」、「②変更届」の副本返却について

郵送による副本返却を行っていません。

直接窓口にお越しいただき、修正資料差替え等と共に、副本の受領をお願いします。

■ 「③表示届」、「④完了届」、「⑤中止届」の副本返却について

郵送による副本返却が可能です。

郵送による副本返却をご希望の場合は、返送用封筒 (レターパックプラス又はライト) を忘れずに同封してください。

■ 留意事項

※郵送等は追跡サービスなどで到達が確認できるものとするなど、申請者の責任において行ってください。また郵送等にかかる費用は申請者が負担してください。

※状況により、郵便物が市役所に到着してから当課に届くまでに時間がかかることがあります。郵送する際は、到着日に2～3日ほどの余裕をもって郵送していただくようお願いします。

■ その他の注意事項

1) 異なる手続きを同時に郵送していただいても構いません。

ただし、副本分の返送については、対応可能な手続きのみ返送できます。

例) 「②変更届」と「③表示届」を同時に郵送した場合、返送可能なのは「③表示届」のみ。

2) 「③表示届」、「④完了届」について、以下の項目すべてについて変更が無いことを確認してください。以下の変更に該当する場合は別途「②変更届」の提出が必要です。

「②変更届」は郵送返却には対応できません。直接窓口にて返却対応いたします。

届出者(建築主)の氏名・住所・電話番号

設計者の氏名、建築士事務所の名称・所在地・電話番号

建築士事務所の名称・所在地・電話番号

建築物の名称・所在地

建築物環境配慮計画に係る事項

3) 返信用封筒には誤送付防止のため、宛名を記載した上で同封してください。

4) 申請書の日付は空欄で郵送してください。

■ 問い合わせ先

建築企画課 建築環境担当 電話 045-671-4526 FAX045-550-3513

メールアドレス: kc-casbee@city.yokohama.jp